

「入寮選考権」について

【ご質問】（投稿日：2018年4月5日）

吉田寮自治会や熊野寮自治会による主張の中で、「入寮選考権」が寮自治会にあるとする主張が見られますが、京都大学学生寄宿舍規程第4条によれば、「入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う」のであって、「入寮選考権」は副学長にあるはずで、両寮自治会による主張について、京都大学としてどのように考えておられるのか、ご回答願います。

【回答】（回答日：2018年5月10日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

「吉田寮の入寮状況と京都大学学生寄宿舍規程との間での矛盾について」（投稿日：2018年2月14日、回答日：2018年3月15日）に述べたとおりです。